

令和 5 年度事業計画

博多水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等一部を改正する法律(平成 18 年法律第 38 号)」により改正された水先法に基づき、平成 19 年 4 月 1 日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第 4 条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
 - (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
 - (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
 - (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策
- その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること

1. 重 点 事 業

令和 5 年度は、引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進する。

2. 各 事 業 令和 5 年度は、次の具体的事業を行う。

(1) 適 正 化 事 業

- ・会長、副会長、監事、理事の 4 役員による会運営の適正化
- ・新型コロナウイルス対策の徹底、会員の健康管理に関する事業の推進
- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・会員の技術向上を目的とした、会員相互による水先業務の検証及び AIS データを活用した操船研修の実施
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の維持
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業に対する協力

(2) 水先人の養成関連事業

- ・令和5年度の当会水先人の募集を行わない予定
- ・水先教育センターから委託を受けた令和5年度複数免許取得も含む1級水先修業生の個別水先区教育として、実務訓練の効率向上を目的とした訓練計画立案、及び指導
- ・新入会会員に対する重点的な水先業務の検証の実施
- ・会員に対する、船舶航行及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する教育・訓練の実施
- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進、水先教育センターにおける水先免状更新講習該当者の受講

(3) 取次窓口業務の事業

- ・水先業務の引受けに関する事務の的確な実施
- ・上記事務を行うための引受基準要領の整備・維持
- ・会員のための料金収受事務の的確な実施

(4) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ・港湾関係者との情報交換を円滑にすることによる水先業務の安全性の向上
- ・「博多港船舶出入港及び岸壁利用基準」の検証等に関し港湾管理者、福岡海上保安部との意見交換及び助言、実務者会議の適宜実施。
- ・防波堤内箱崎沖、中央航路の浚渫工事による航路幅減少区域等の安全性を確保する為、関連機関及び施行業者と意見交換及び助言
- ・防波堤内箱崎沖浚渫整備に伴う航行安全確保に関し九州地方整備局、西部海難防止協会、施行業者等との協議
- ・各種教育機関・他水先区との交流による業務関連知識の更なる習得
- ・港内安全航行の為の博多ポートラジオの情報提供の在り方に対する助言と協力

以上